十二の八に定めるところによるものとし、市町村の段階補正係数が三・三六八を超えるときは、三・三六八とする。

5　次の表の都道府県の欄に掲げる都道府県につき、都道府県の「給与改定費」に係る測定単位について段階補正を行う場合においては、測定単位の数値を同表の地域区分の欄に掲げる地域に係るものに区分し、当該区分した数値に附則別表第十二の九に定める率を乗じて得た数値（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合計した数値を用いて段階補正係数を算定するものとする。

都道府県	地域区分
指定都市、児童相談所設置中核市、その他の中核市、特別区及び保健所設置市を包括する都道府県	指定都市の区域
	児童相談所設置中核市の区域
	その他の中核市の区域
	特別区及び保健所設置市の区域
	その他の区域

6　第三項の規定に基づいて行う密度補正に用いる密度は、次の表に掲げる地方団体の種類ごとにそれぞれ同表の密度の算定方法の欄に定める方法によつて算定した数とする。

地方団体の種類	密度の算定方法
都道府県	密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 ［｛103.177×（B＋C＋D）×α｝＋｛132.557×（E＋F）×β｝＋(137.116×G×β)］／(1.64×A) 算式の符号 A　測定単位の数値 B　第５条第１項の表中13の小学校の教職員数 C　第５条第１項の表中17の中学校の教職員数 D　第11条の２第２項の算式の符号Ａの数 E　第５条第１項の表中21の高等学校の教職員数 F　第11条の２第２項の算式の符号Ｂの数 G　第５条第１項の表中３の警察職員数